

呉港港湾計画（軽易な変更）について（報告）

呉港港湾計画（昭和34年10月策定）について、平成28年10月18日付けで港湾法（昭和25年法律第218号）の規定に基づく軽易な変更を行いましたので、次のとおり報告します。

1 変更理由及び変更内容

現在の呉港港湾計画は、平成12年11月に改訂し、その後も逐次軽易な変更を行っています。

この度、次のとおり計画の軽易な変更を行ったものです。

- (1) 立地企業の要請に対応するため、広多賀谷地区において、専用埠頭計画を追加するとともに土地利用計画を変更しました。
- (2) この専用埠頭計画等に対応するため、広多賀谷地区に水域施設計画を追加しました。
- (3) 土地需要の変化に対応するため、阿賀マリノポリス地区において、マリーナ計画及び土地利用計画を変更しました。
- (4) 道路幅員の見直しに対応するため、阿賀マリノポリス地区、阿賀塩谷地区及び阿賀豊栄地区において、土地利用計画を変更しました。

2 変更計画の概要

- (1) 専用埠頭計画〔新規追加〕

広多賀谷地区 水深4.5m 岸壁1バース 延長90m

- (2) 水域施設計画（泊地）〔新規追加〕

広多賀谷地区 水深4.5m

- (3) マリーナ計画〔既定計画の変更〕

阿賀マリノポリス地区 交流厚生用地16ha（変更前18ha）

- (4) 土地利用計画

地区名	変更前		変更後	
	土地利用区分	面積	土地利用区分	面積
広多賀谷地区	工業用地	12.8ha	工業用地	13.3ha
阿賀マリノポリス地区	港湾関連用地	5.3ha	港湾関連用地	7.8ha
	工業用地	8.7ha	工業用地	8.9ha
	交通機能用地	5.4ha	交通機能用地	4.2ha
	交流厚生用地	18.0ha	交流厚生用地	16.3ha
阿賀塩谷地区	交通機能用地	2.8ha	交通機能用地	1.9ha
阿賀豊栄地区	交通機能用地	0.4ha	交通機能用地	0.6ha

3 呉市地方港湾審議会への諮問及び答申

本件については、平成28年10月4日に呉市地方港湾審議会において審議され、諮問案のとおり決定することが適当である旨の答申を得ています。

